

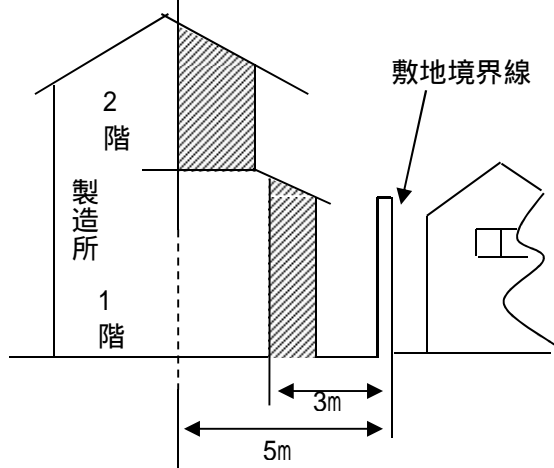
## 別記10 建築物の延焼のおそれのある範囲

1 延焼の恐れのある外壁とは、製造所等の敷地境界線、製造所等の面する道路（規則第1条第1号の道路をいう。）の中心線、又は同一敷地内の他の建築物との相互の外壁間の中心線から1階（1階の高さが5m以上の部分は2階相当部分とみなす。）にあつては3m以下、2階にあつては5m以下の距離にある製造所等の外壁部分（外壁のない場合は、柱等の構造物をいう。）をいうものであること。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁、その他これらに類するものに面する外壁については、除くものとする。

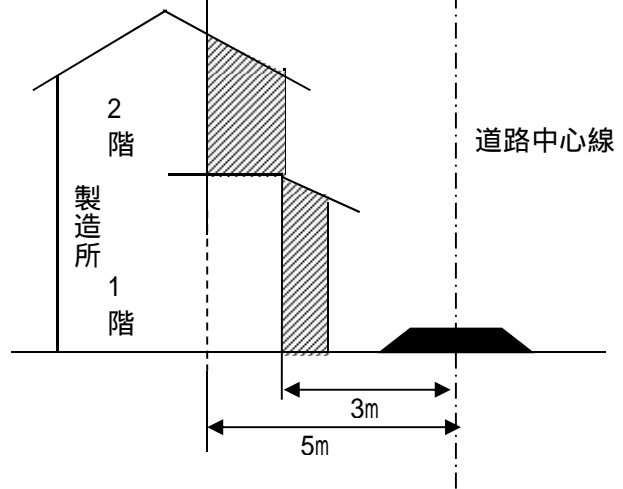
なお、当該2以上の建築物の延べ面積の合計が500㎡未満であっても、一の建築物とは見なさないものとする。

（平成元年7月4日消防危第64号質疑「延焼のおそれのある外壁」）

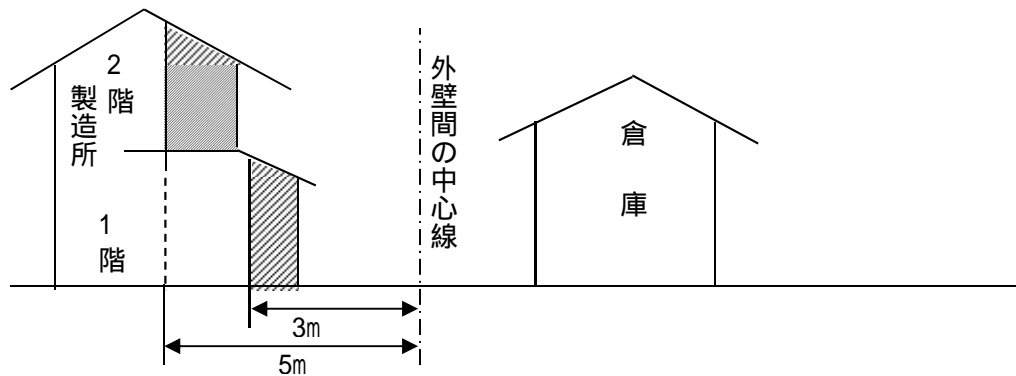
隣地境界線からの延焼のおそれのある外壁



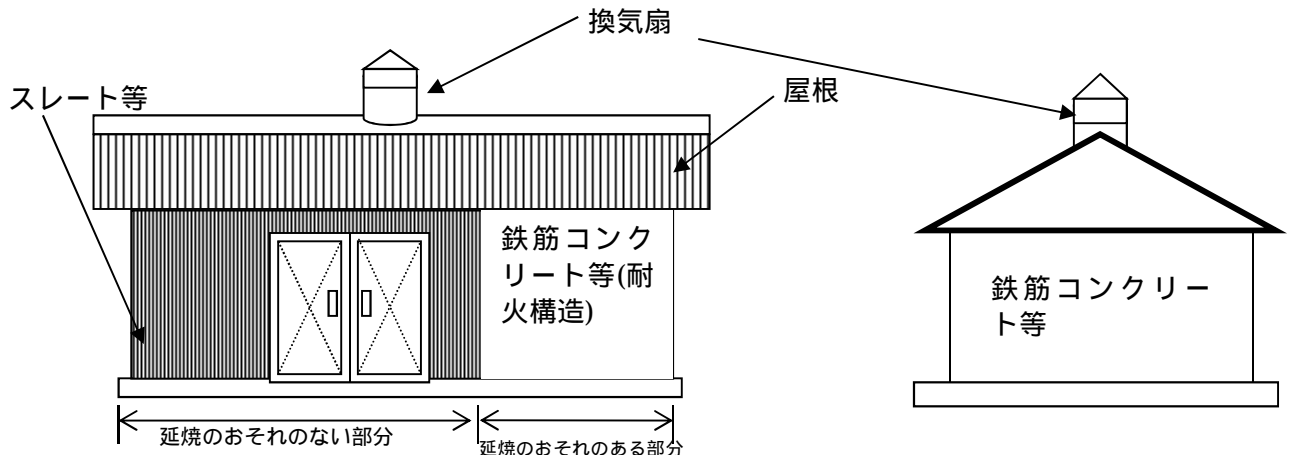
道路中心線からの延焼のおそれのある外壁



同一敷地内建築物の外壁間中心線からの延焼のおそれのある外壁



延焼のおそれのある部分の外壁



2 同一敷地内の他の建築物等との延焼のおそれのある外壁等に対する延焼措置は次によること。この場合において、新たに設置する製造所等にあつては、危険物施設側に延焼措置を講ずること。

危険物施設	面する物件	建築物		架 構	
		外壁が耐火構造で開口部に延焼措置（注）が講じられているもの	外壁無又は左欄に該当しないもの	外壁が耐火構造で開口部に延焼措置（注）が講じられているもの	外壁無又は左欄に該当しないもの
建築物	外壁有	不燃材料で足りる	出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の外壁	不燃材料で足りる	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の外壁
	外壁無	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要）	柱耐火被覆（1時間耐火性能）又は別記 17 に掲げる「散水設備」の設置	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要）	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、柱耐火被覆（1時間耐火性能）又は別記 17 に掲げる「散水設備」の設置
架 構	外壁有	不燃材料で足りる	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、出入口（自動閉鎖の特定防火設備に限る。）以外の開口部を有しない耐火構造の外壁	不燃材料で足りる	不燃材料で足りる
	外壁無	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要）	当該危険物施設が著しく消火困難な施設に限り、柱耐火被覆（1時間耐火性能）又は別記 17 に掲げる「散水設備」の設置	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要）	柱耐火被覆等不要（1階部分については必要）

（注）面する物件の開口部の延焼措置とは、自動閉鎖の特定防火設備、排気口の防火ダンパー又は別記 17 に掲げる「散水設備」等延焼防止上有効な措置をいう。

3 延焼のおそれのある外壁に換気設備、排出設備又は配管を貫通させる場合は、換気設備又は排出設備に防火ダンパー等を設けること。さらに、壁を貫通する配管と壁との間隙は、モルタルその他の不燃材料で埋め戻すこと。

（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑 「延焼のおそれのある外壁の換気及び排出設備等」）

4 「壁を貫通する配管の施工」については、別記 8 「耐火構造の壁又は床の区画を貫通する配管の施工方法」によること。